

## 入札説明書等に関する回答書

令和 6 年 6 月 2 5 日

福島県病院事業管理者

委 託 名	県立大野病院内残置物撤去・処分業務
質 問 事 項	
<p>現地下見を実施させて頂いたことを踏まえて下記の件につき、質問させていただきます。</p> <p>①院内に散在する金庫は、産廃処分をするにあたり開錠されていることが前提（中身の確認が必要なため）となります。施錠された状態の物があつた場合、当方にて所定の箇所に集約します。施錠されたものの数を確認の上「鍵の110番」を呼んで開錠して頂く形でのご対応は可能でしょうか？「鍵の110番」との契約は発注者様が直接行い、今回の業務委託に含まないという形態を想定しております。</p> <p>②3階からの物品搬出目的で、ガラス戸を取り外したいと思料しております。（添付画像：撤去予定窓 参照）外したガラス窓は、現地に残置として、開口口はベニヤ板等での仮復旧でよろしいでしょうか？</p> <p>③4階からの物品搬出のために、2日間ほどスクリーニングセンター側の道路を占有し、25トンラフターと大型トラックを入れたいと考えます（添付画像 占有予定道路2枚参照）。許可頂けますでしょうか？</p>	
回 答 事 項	
<p>①金庫の開錠については発注者で別途対応します。</p> <p>②ガラス戸を取り外し、原状復帰しない場合、開口口は防犯等の観点から必要な手当を実施してください。具体的方法については契約締結後にご指摘の方法を含め、別途協議することとします。</p> <p>③当該用地は令和7年3月31日までスクリーニング場として行政財産使用許可を行っております。使用する場合は、契約締結後にスクリーニング場の住民一時立ち入りの休止日に作業日を合わせるなど日程を調整のうえ、発注者とスクリーニング場管理者での協議が必要になります。</p>	

添付画像 撤去予定窓



添付画像 占有予定道路2枚

